

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

認知症対応型サービス事業開設者等研修事業費 事業名（地域医療介護総合確保基金（介護分）） 認知症介護指導者養成研修事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 高齢福祉課 介護保険者係 電話番号：058-272-1111(内3467)

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 1,397 千円 (前年度予算額： 1,397 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,397	0	0	0	0	0	1,167	0	230
要求額	1,397	0	0	0	0	0	1,167	0	230
決定額									

2 要 求 内 容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

各種研修を実施することで、介護保険施設・事業所等の認知症介護の質の向上、及び認知症の人に対する地域全体の介護サービスの充実を図る。

（2）事業内容

○認知症対応型サービス事業開設者等養成研修事業

① 認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等事業所等の開設者に対する研修

② 認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症対応型通所介護、共用型指定認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等事業所等に対する研修

③ 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修

認知症患者のサービス計画作成担当者に対する研修

④ 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者養成研修受講者に対するフォローアップのための研修

⑤ 認知症介護指導者養成研修

認知症介護実践者研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身に着けるとともに、介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導する者を養成するための研修

(3) 県負担・補助率の考え方

①、②、③、④：地域医療介護総合確保基金（国2/3 県1/3）

⑤県10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,167	認知症対応型サービス事業開設者研修 281 認知症対応型サービス事業管理者研修 428 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修 268 認知症介護指導者フォローアップ研修 190
負担金	230	認知症介護指導者養成研修
合計	1,397	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「第9期岐阜県高齢者安心計画」の第4章「施策の展開」第1節2「認知症施策の推進」

(2) 事業主体及びその妥当性

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日付け老発第0331010号各都道府県知事指定都市市長宛厚生労働省老健局長通知）により、都道府県、市町村または都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が事業実施をすることとしており、県では、岐阜県福祉事業団に委託して実施している。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を各1回開催する。
- ・認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修を各1回開催する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

介護サービス充実のために継続的に実施する事業であり、数値目標になじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	(岐阜県介護研修センター委託) ①認知症対応型サービス事業開設者研修 2回 ②認知症対応型サービス事業管理者研修 2回 ③小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 1回 (認知症介護研究・研修大府センター実施) ④認知症介護指導者フォローアップ研修 0名 ⑤認知症介護指導者養成研修 1名
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
	上記同様
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
	上記同様
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	①～③ 指定事業所基準条例を定めるにあたり従うべき基準に該当する受講が義務付けられた研修であり、必要性は高い。 ④, ⑤ 各種認知症研修の企画、立案などを担当する講師の養成又は資質向上のための研修であり、必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価) 2	受講希望者が多く、認知症対応型事業所の開設につながっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている
(評価) 1	認知症対応型サービス事業開設者等養成研修は研修事業のノウハウを有する社会福祉法人岐阜県福祉事業団の岐阜県介護研修センターに委託している。また、認知症介護指導者及びフォローアップ研修に関しては、認知症介護研究・研修大府センターが実施している。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修は、受講対象者は認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を受講していることが必要である。また、研修にかかる期間が長いため、気軽に受講することができず、受講希望者が集まりづらいことが課題である。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

継続すべき事業。認知症介護指導者及びフォローアップ研修に関しては、今後とも受講要件である認知症介護実践者及び実践リーダー研修の受講者を増やしていく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	